

水俣病問題の解決に向けた経緯と今後の見通し

平成22年3月18日

日付	不知火患者会との和解	特措法の救済措置の検討
平成21年	7月8日 特措法成立	
	10月31日 田島副大臣 水俣訪問 ※主要9団体(訴訟派、非訴訟派の双方を含む)を一同に集めて意見聴取 和解に向けた事前協議、救済措置に関する協議開始を意思表示	
	田島副大臣が事前協議を実施	田島副大臣が各団体との協議を実施 12月25日「救済措置の方針」(考え方案)公表
	12月27、28日 田島副大臣 水俣訪問 ※離島や福祉関係施設を訪問	
平成22年		
1月	15日 裁判所に原告・被告が和解協議を申入れ	適宜、各団体と協議
	22日 第1回和解期日	
2月	12日 第2回和解期日 (対象者の判定につき国が提案)	9日 小沢大臣及び田島副大臣が出水の会・芦北の会・獅子島の会との面会
	26日 第3回和解期日 (対象地域・出生年等につき国が提案)	26日 出水の会・芦北の会・獅子島の会と協議 (対象地域・出生年等につき国が提案)
3月	7日 小沢大臣水俣訪問 ※胎児性を含む認定患者や、救済を求めている主要団体から意見聴取 水俣市長、水俣商工会議所会頭から地域振興について意見聴取	
	15日 第4回和解期日 (裁判所が「所見」を提示)	15～17日 各団体と協議
	29日 第5回和解期日 (双方が所見について回答予定)	
4月		予定 救済措置の方針(閣議 決定)
5月	1日 水俣病犠牲者慰霊式	
	判定手続き開始を目指す	申請受付、判定手続き開始を目指す

※不知火患者会と連携している新潟の阿賀野患者会(新潟4次訴訟)とも、2月8日、2月21日、3月9日と3回にわたって和解に向けた事前協議を行っている。

不知火患者会との和解協議における裁判所所見（平成22年3月15日）

（概要）

1. 対象者の判定方法

- （1）対象者の判定は、原告及び被告が設置する「第三者委員会」において行う。
- （2）判定資料は、「共通診断書」と「第三者診断結果書」を用いる。

2. 支給内容

- （1）一時金 一人当たり210万円（関係事業者が支払う）
- （2）療養手当 入院 一月につき1万7700円
通院（70歳以上） 一月につき1万5900円
通院（70歳未満） 一月につき1万2900円
- （3）療養費 医療費の自己負担分
- （4）一時金に加算する金額 29億5000万円（関係事業者が支払う）

3. 責任とお詫び

- （1）チッソ株式会社は、責任とおわびの具体的な表明方法について検討する。
- （2）国・熊本県は、特措法前文に掲げる責任とお詫びについて、再度深く受け止め、その具体的な表明方法について検討する。

4. 紛争の解決

- （1）判定方法に基づき、個別原告の判定を行い、それが終了したときは速やかに和解を成立させる。
- （2）和解の成立により、チッソ株式会社による一時金の支払い等が行われるとともに、原告によるその余の請求の放棄、認定申請の取下げ等が行われることにより、一切の紛争を解決する。
- （3）原告及び被告は、上記解決措置を年内を目途に終了するように努力する。

一時金等の額について

	旧与党PT案	今回の所見	平成7年政治解決
個人一時金	150万円	210万円	260万円
療養手当 (1月当たり)	1万円	入院： 17,700円 外来：70歳以上 15,900円 70歳未満 12,900円	入院： 23,500円 外来：70歳以上 21,200円 70歳未満 17,200円
団体一時金 (団体加算金)	(記載なし)	29億5000万円 (一人当たり118万円)	全国連38億円 (一人当たり197万円)

水俣病とは

- 水俣病は、熊本県水俣市の新日本窒素肥料（株）（後のチッソ（株））の工場及び新潟県鹿瀬町（現阿賀町）の昭和電工（株）の工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。
- その主な症候としては、感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄（きょうさく）、聴力障害等が認められる。
- また、母親が妊娠中にメチル水銀のばく露を受けたことにより起こった胎児性水俣病等では、成人のものと異なった病像を示す場合がある。

図1 水俣病患者発生地域

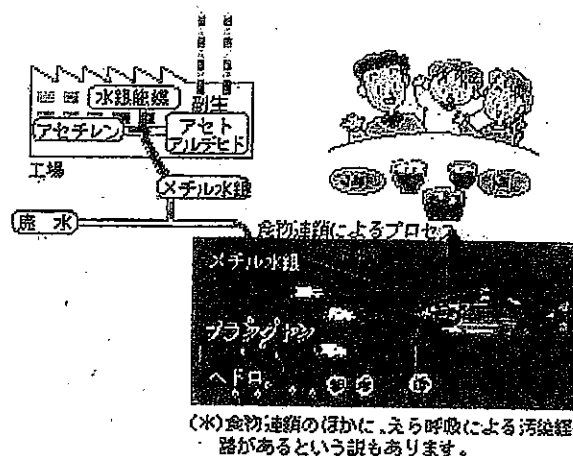


資料：環境省

胎児性水俣病患者に食事を与える祖父
昭和35年撮影、桑原史成



図2 メチル水銀の汚染経路



資料：環境省

水俣病被害対策の経緯と課題

水俣病の経緯

熊本県水俣市の新日本窒素肥料(株)(現チッソ(株))の工場及び新潟県鹿瀬町(現阿賀町)の昭和電工(株)の工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患

水俣病の経緯

昭和31年 水俣病公式確認
昭和40年 新潟水俣病公式確認

損害賠償請求訴訟

昭和46年 新潟1次訴訟判決
(昭和電工敗訴)
昭和48年 熊本1次訴訟判決
(チッソ敗訴)

法による「水俣病」の認定

昭和45年 旧救済法施行
昭和49年 公健法施行
認定基準に基づき認定→約3,000人
原因企業が補償(一時金1,600~1,800万円、医療費、年金等)

認定申請が急増し、認定申請棄却数も増加

昭和55年以降、原因企業・国・熊本県を被告とした訴訟が多数提起された

平成7年 政治解決

長年の紛争の収拾を図るため、与党三党(自民、社民、さきがけ)が最終的解決策を提示

- ① 柳チッソ等は、一定の症候を有する者に一時金(260万円)を支払う
- ② 国・県は、遺憾の意を表明し、①の者に医療費、療養手当等を支給
- ③ 救済を受ける者は、訴訟などの紛争を終結させる

→約11,000人が対象、事態は沈静化

平成16年 関西訴訟最高裁判決

- 11の訴訟のうち唯一維持された関西訴訟において、10月最高裁判決
- ① 規制緩和を適切に行わず、水俣病の発生拡大を防止しなかったことにつき国と熊本県に連帯責任(不真正連帯責任)が認められた
- ② 公健法の認定の判断条件を満たさない一部の原告について損害賠償が認められた

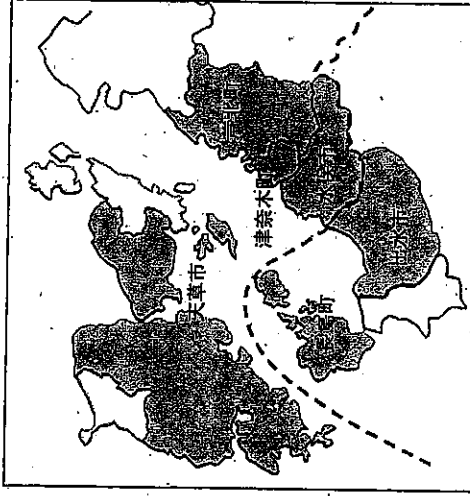
水俣病被害者の救済

新たな救済を求める者が急増

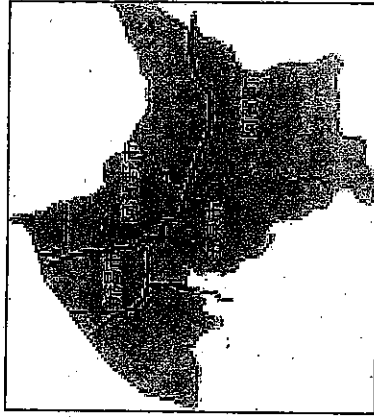
- ① 公健法認定申請者の急増 6,752人(平成21年8月末現在)
- ② 保健手帳交付者の急増 23,608人(平成21年8月末現在)

約500人/月のペースで新規申請

*「今後の水俣病対策について」(平成17年4月)により、一定の症状を有する者に対し、保健手帳申請受付を再開(医療費の自己負担分等を公費負担)



熊本県・鹿児島県



新潟県

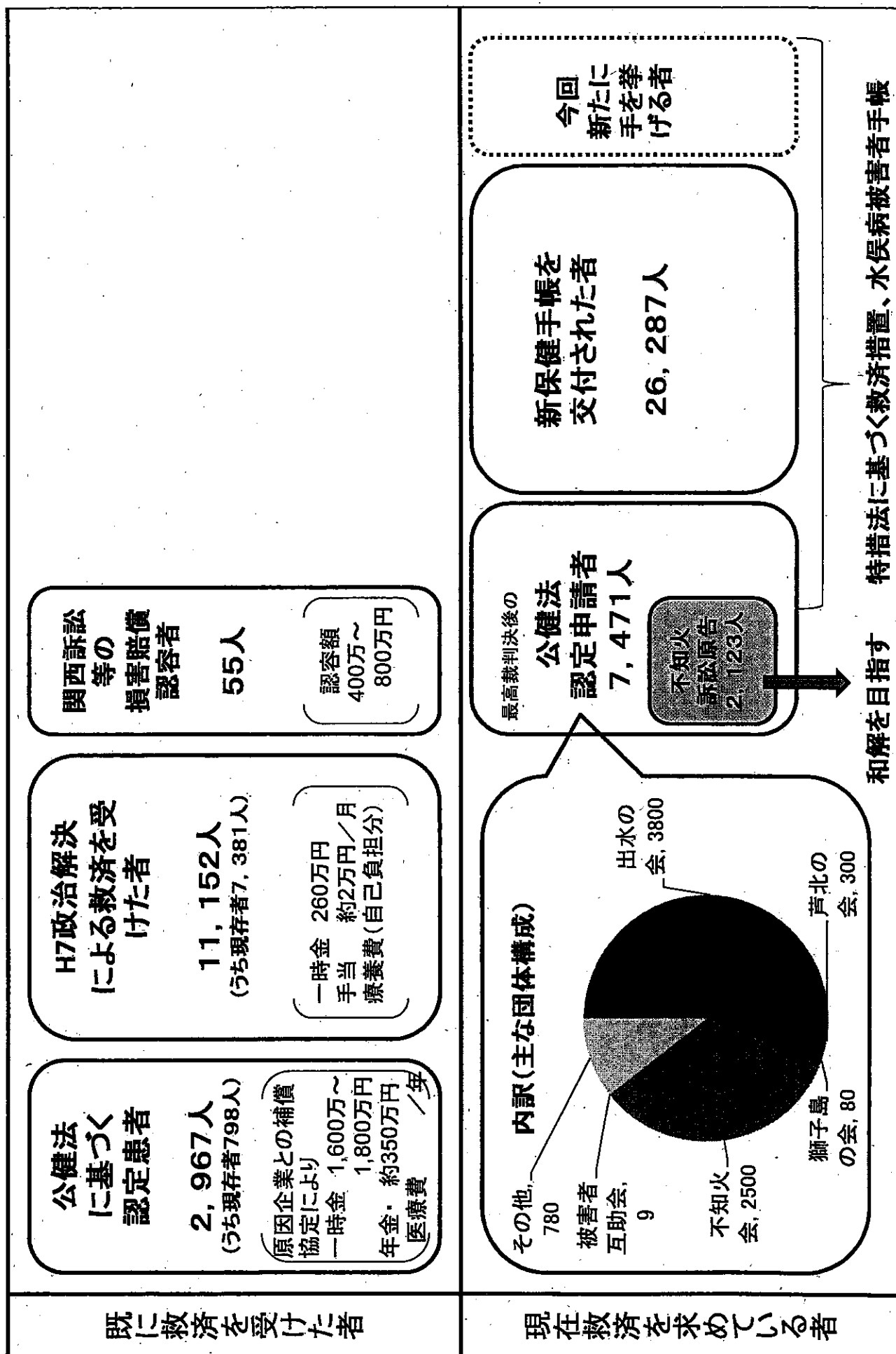
訴訟の提起

- 国家賠償等請求訴訟 5件
- 不知火患者会訴訟(熊本地裁、原告数1,879人)、不知火患者会訴訟(大阪地裁)、新潟水俣病第3次訴訟、被害者互助会訴訟、新潟水俣病第4次訴訟
- 裁決取消、処分取消、認定義務付け、不作為の違法確認訴訟(3件係争中)

水俣病被害者救済特別措置法案が成立(議員立法)

平成21年3月に、与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム(座長・園田博之議員)は水俣病被害者の早期救済を図るための特別措置法案を提出、その後、4月に、民主党も法案を提出、自民党・公明党と民主党による協議が行われた結果、7月8日に特別措置法案が成立し、7月15日に公布・施行された。

3. 水俣病の患者・被害者の関係図



主な水俣病被害者団体

1. 特措法の救済措置による救済を求めている団体

(1) 認定申請者が中心の団体

①^{いずみ}出水の会（約 3800 人） 尾上会長

②^{あきた}芦北の会（約 300 人） 村上会長

③^{しし}獅子島の会（約 80 人） 瀧下会長

(2) 保健手帳保持者が中心の団体

④患者連合（約 1100 人） 佐々木会長、松村副会長

※平成 7 年政治解決組が主体

※姉妹団体として、認定患者を構成員とする「患者連盟」

⑤^{いずみ}出水健康互助会（約 1000 人） 中村代表

⑥新保健手帳の会（約 300 人） 尾上会長

⑦^{いずみ}出水漁民の会（約 300 人） 吉崎会長

※平成 7 年政治解決組が主体

2. 訴訟を行っている団体

⑧^{しらぬい}不知火患者会（原告数約 2100 人） 大石会長、園田弁護団長

☆裁判所で和解協議中

⑨被害者互助会（原告数約 10 人） 佐藤会長

※姉妹団体として、認定患者を構成員とする「水俣病互助会」

阿賀野患者会（新潟）（原告数約 70 人）：裁判での和解を要請

新潟水俣病第三次訴訟原告団（新潟）（原告数約 20 人）

水俣病問題の解決に向けて

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、次のような方策を講ずることにより、水俣病被害者の方々の救済を図っていく。

現在救済を
求めておら
れる方々

認定申請をされてい
る方々

保健手帳をもってい
らっしゃる方々

訴訟による解決を
求めている方々



救済措置の方針

救済措置

- ・一時金
- ・療養費
- ・療養手当

*
四肢末梢優位の感覚
障害を有する方々に加
えて、一定の症状を有
する方々

水俣病被害者手帳

- ・療養費

*
水俣病にも見られる
神経症状を有する
方々

紛争の解決

- ・訴訟による解決
を求めている方々
とも解決を図って
いく



救済を受けるべき方々をあたう限りすべて救済

- ・地域の振興等
- ・地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、
地域社会の絆の修復を図るための事業
- ・調査研究 等

平成21年12月25日

環 境 省

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の
「救済措置の方針」等についての考え方（環境省案）

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の「救済措置の方針」などをどのような内容とするかについて、これまで環境省は、水俣病被害者団体や関係県をはじめとする関係の方々からご意見を伺ってきました。頂戴したご意見を活かして、以下のとおり、現時点での環境省の考え方をとりまとめました。これを土台として、引き続き関係の方々のご意見をお伺いいたします。

1. 救済措置

公害原因企業のチッソ・昭和電工の責任と、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において公害防止政策が不十分であったと認められた国・熊本県の責任とを踏まえて、水俣病被害者の方々をあたう限りすべて、また、迅速に救済します。このため、以下のような措置を行います。

(1) 対象となる方

- ① 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露（メチル水銀を体内に取り入れること）を受けた可能性がある方のうち、
（ア）四肢末梢優位の感覚障害（手足の先の方の感覚が鈍いこと）を有する方
に加え、（ア）にあたらない方であっても、
（イ）全身性の感覚障害を有する方その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する方に準ずる方
とします。

② 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性のある方とは、熊本県及び鹿児島県においては、昭和43年12月31日以前、新潟県においては、昭和40年12月31日以前に、

(ア)「対象地域」に相当の期間居住していたため、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食したと認められる方

に加え、上記と同様の年月日以前に、

(イ)「対象地域」に相当の期間居住していなかった方であっても、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食した(母体を經由する場合を含む)と認めるのに相当な理由がある方

とします。

③ 「対象地域」とは、そこに住む方が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、水俣病患者が多発した地域として具体的に定める地域です。なお、この地域に相当の期間居住していなくても、②(イ)にあたる方は、①の症状があれば対象となります。

(2) 対象となる方の判定方法

- ① 国及び関係県は、申請受付の広報を徹底し、救済措置を受ける必要がある方から、確実に申請していただけるよう努めます。救済措置の受付期間については、今後検討の上、定めます。
- ② 申請をした方は、関係県が指定する神経内科のある公的病院（別に発表します）で検診を受けていただきます。
- ③ 関係県は、各県が設置する判定検討会の意見を聴いて、対象者を判定します。
- ④ 判定検討会における対象者についての判定は、公的病院の診断書と、申請者が提出する、別途定める要件に該当する医師の診断書（提出は任意）とを総合して行います。
- ⑤ 判定検討会においては、上記の公的病院の診断書のみでは四肢末梢優位の感覚障害などが認められない方であっても、ご家族の中に既に患者となられた方などがいらっしゃるなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たす方については、もう1回公的病院の診断を受けていただき、その診断書の追加提出を受け付けることを今後検討します。

(3) 支給内容

対象となることが決まった方は、下記の支給が受けられることとなります。

- 一時金 金額については引き続き検討します
- 療養費 医療費の自己負担分
- 療養手当 金額については引き続き検討します

なお、一時金の支払い方法等については今後検討します。また、治療を受ける際の交通費負担が大きい離島地域の取扱いや、一時金のうち被害者の方々の団体を通じて支給するものについても今後検討します。

(注) この救済措置等は、これまで水俣病の被害に係る補償や救済を受けてこられなかった方を対象とします。また、訴訟の提起や公害健康被害の補償等に関する法律の認定申請を行っている方は、そのまま続けることもできますし、これに代えてこの救済措置等の申請を行うこともできます。

2. 水俣病被害者手帳

一時金の対象となるような程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、「こむらがえり」や「見える範囲が狭い」などの、水俣病にも見られる様々な症状を有する方々にも、水俣病被害者として安心して治療を受けていただけるようにします。

① 水俣病被害者手帳は、これを病院で提示すると医療費の自己負担が不要となる手帳です。交付を受ける方法は以下のとおりです。

② 保健手帳を持っている方については、救済措置の申請をせず水俣病被害者手帳の申請をした場合、1.(2)の判定を行わず、直ちに、水俣病被害者手帳を交付します。

なお、保健手帳の新規受付は、救済措置の方針の策定後は、終了することとなります。

③ 救済措置を申請した方については、1.(2)の判定を受けていただく必要があります。水俣病被害者手帳は、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方（1.(1)②の要件に該当する方）であって、1.(2)の判定において、水俣病にも見られる神経症状を有すると認められる方に交付します。

3. 医療・福祉施策やもやい直し等に関する施策の実施

上記1. 及び2. の措置を実施することに加えて、将来にわたって水俣病被害者などの方々が安心して暮らしていける社会を実現することが重要と考えています。このため水俣病発生地域における医療・福祉施策やもやい直しや健康調査等を適切に実施することとします。

これらの施策は、地元のニーズを適切に織り込んだ内容となるよう、引き続き、ご意見を伺い、以下のような内容を実施することを検討します。

(1) 医療・福祉施策

高齢化が進む胎児性患者とその家族の方々などが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、必要な通所やショートステイ等の在宅支援サービスや医療との連携のあり方などの医療・福祉施策について検討しつつ、所要の取組を行います。

(2) もやい直し

水俣病に関する偏見・差別の解消と、水俣病問題で疲弊した地域の再生を図るため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和（もやい直し）についての所要の取組を行います。

(3) 健康調査等

メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（熊本・鹿児島においては昭和44年以降、新潟においては昭和41年以降に出生した方々のうち、メチル水銀による汚染を受けたのではないかと心配されている方々の健康影響についての継続的な調査研究）、高度な治療に関する調査研究、効果的な疫学調査（地域において、メチル水銀汚染と悪影響との関係を把握する調査）を行うためのその手法の開発などの調査研究を進めます。

(4) 国立水俣病総合研究センター

水俣病における医療・福祉や調査研究、国内外への情報発信等において中核となるような役割を適切に果たすこととします。

(5) 環境モデル都市としての取組、その他の地域振興

水俣市などにおける環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術などを積極的に活かして、市民や企業による環境学習、自主的な環境活動も組み込みながら、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりを積極的に進めます。

4. その他の事項

これらの措置の実施に当たり、原因企業がその責任を確実に果たせるようにするための関係県の措置に関しては、国としても適切な措置を講ずることとしたいと考えています。

以上の他、必要な事項があれば、これについて定めます。

所 見

当裁判所としては、本件和解協議を前進させ、本件訴訟の和解による最終的解決を実現するためには、本日、和解についての基本的な考えを示すことが相当であると判断するに至った。

よって、本件訴訟における審理の経過や和解協議において当事者双方から表明された意見等を踏まえて、下記のとおり、当裁判所の所見を提示する。

記

1 対象者の判定方法

- (1) 対象者の判定は、原告ら及び被告らが設置する「第三者委員会」において行う。
- (2) 判定資料は、「共通診断書」と「第三者診断結果書」を用いる。
- (3) 第三者委員会の判定は、被告らから当裁判所に提出のあった「対象者の判定について」、「ばく露を受けた可能性のある者と「対象地域」の関係について」、「昭和44年以降に生まれた者の取扱いについて」及びこれらの補完資料による。
- (4) 以上のほか、判定に係る事項は、第三者委員会運営協議会において協議する。

2 支給内容

(1) 一時金

ア 一時金対象者一人当たり210万円

イ 一時金は、被告チッソ株式会社が、本件訴訟原告団に一括して支給する。

(2) 療養手当

ア(ア) 入院による療養を受けた者 1月につき1万7700円

(イ) 通院による療養を受けた日数が1日以上70歳以上の者

1月につき1万5900円

(ウ) 通院による療養を受けた日数が1日以上70歳未満の者

1月につき1万2900円

イ 療養手当は、被告国・両県（被告熊本県及び訴外鹿児島県）により設けられる療養手当支給制度によって、一時金等対象者に対して支給する。

(3) 療養費

ア 自己負担分

イ 療養費は、被告国・両県（被告熊本県及び訴外鹿児島県）により設けられる水俣病被害者手帳制度により、一時金等対象者又は療養費対象者に対し、水俣病被害者手帳を交付することにより支給する。

(4) 一時金に加算する金額

ア 29億5000万円

イ 一時金に加算する金額は、被告チッソ株式会社が、本件訴訟原告団に支給する。

3 その他の施策

被告国及び関係地方公共団体は、地域の振興、健康増進事業の実施、調査研究、一定の要件を満たす健康不安者に対する健康診査・保健指導の実施に努める。

4 責任とおわび

(1) 被告チッソ株式会社は、責任とおわびの具体的な表明方法について検討する。

(2) 被告国及び被告熊本県は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法前文に掲げる責任とおわびについて、再度深く受け止め、その具体的な表明方法について検討する。

5 紛争の解決

(1) 原告ら及び被告らは、上記1の判定方法に従い、個別の原告の判定を行う。

(2) 全ての原告について判定が終了したときには、原告ら及び被告らは、速やかに和解を成立させる。

(3) 和解の成立により、被告チッソ株式会社による一時金の支払い等が行われる

とともに、原告らによるその余の請求の放棄、認定申請の取下げ等が行われることにより、一切の紛争を解決する。

- (4) 原告ら及び被告らは、上記の解決措置を、年内を目途に終了するように努力する。

平成22年3月15日

熊本地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 高 橋 亮 介

裁判官 古 市 文 孝

裁判官 植 田 裕 紀 久

対象者の判定について（案）

裁判所における和解協議により、対象者の判定方式を次のとおり決定する。

1. 判定体制・判定手続（参考参照）

- (1) 公平・公正でいずれにも偏しない判定を行うため、「第三者委員会」を創設する。
- (2) 第三者委員会の委員はいずれも、水俣病に関し深い知見と豊富な経験を有する者とし、座長（双方の合意で選任）、委員2名（原告側の選任）、委員2名（被告側の県の指名による選任）、の計5名とする。
(万一、座長が欠けたとき又は座長の選任に至らないときは持ち回りとする。)
- (3) 第三者委員会の運営事務は、原告・被告共同で設置する第三者委員会運営協議会が行う。
- (4) 判定は、第三者委員会において合議により行う。合議に際し、
2. の判定資料を基にし、必要な総合判断を加える。

2. 判定資料

次の資料を用いて判定を行う。

- ① 県民会議医師団の診断による「共通診断書」
- ② 熊本県又は鹿児島県が指定する医療機関の医師の診断による「第三者診断結果書」（様式→5 ページ参照）

3. 症状の範囲

以下の考え方により、第三者委員会が両方の診断書を基にし、必要な総合判断を加えて判定を行う。

(1) 一時金及び療養手当の支給

- ① 両方の診断書において四肢末梢優位又は全身性の感覚障害がある場合には、対象となる。(4 ページ参照)
- ② 乖離性の感覚障害は、全身性の感覚障害と同等に扱うこととする。
- ③ ①に該当しない場合で、いずれか一方の診断書において四肢末梢優位又は全身性の感覚障害がある場合は、他方の診断書における下記枠内の所見を踏まえ、第三者委員会における総合判断により判定する。

- ・ 口周囲の触覚又は痛覚の感覚障害
- ・ 舌の二点識別覚の障害
- ・ 求心性視野狭窄

(注) 第三者診断では、迅速な診断を行うことを最優先するため、表在覚である口周囲の触覚又は痛覚の感覚障害の診断のみを行う。

- ④ 以上によっては対象と判定するに至らなかった場合にも、濃厚な疫学要件が認められる方については、第三者委員会の判断により、もう1回他方の診断を受けていただき、追加提出された診断書を併せて判定する。

(2) 療養費(自己負担分)の支給

- ① (1)に該当する方に支給する。
- ② (1)に該当しない場合、いずれかの診断書において一定の

感覚障害が認められる方で、第三者診断結果書において、しびれ、ふるえ等の10症状（5ページ参照）のいずれかが認められる方に支給する。

- ③ 療養費（自己負担分）は、水俣病被害者手帳を交付し、支給することを想定している。

図

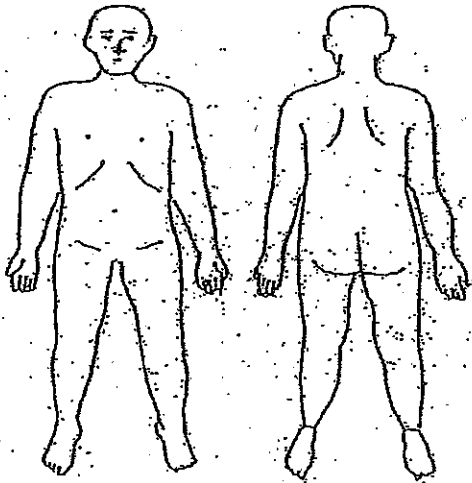
		第三者診断結果書	
		四肢末梢優位の 感覚障害あり	全身性の 感覚障害あり
共通診断書	四肢末梢優位の 感覚障害あり	平成7年 政治解決	
	全身性の 感覚障害あり		

個人データ

氏名		性別	男・女	職業	1. 漁業関係 2. その他 ()
現住所	(過去の住所地)				
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)				
参考となる資料の有無	☐ 認定申請時の資料があるかもしれない。 ☐ 保健手帳の申請時の資料があるかもしれない。 ☐ 裁判に提出した資料があるかもしれない。				
水俣病の家族歴	☐ 水俣病認定者 () ☐ 医療手帳保持者 ()				
提出診断書結果	☐ 四肢末梢優位の感覚障害あり ☐ 全身性の感覚障害あり ☐ 口の周囲の触覚又は痛覚の障害あり ☐ 舌の二点識別覚の障害あり ☐ 求心性視野狭窄あり				

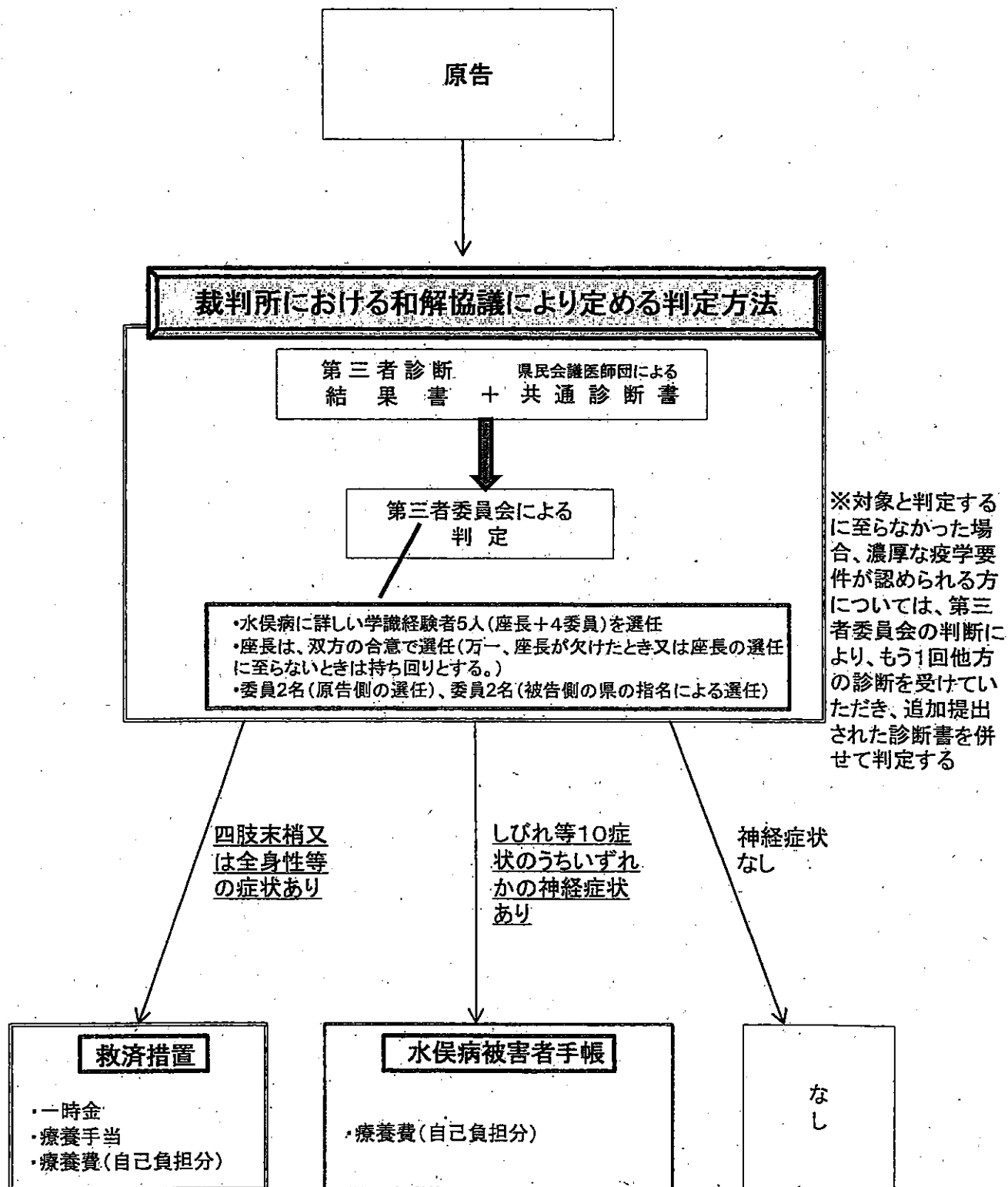
県が記入

検査所見書

現病歴			既往歴	
家族歴				
診察所見	 ※感覚検査（触覚・痛覚についての検査） ・触覚 / / / / / ・痛覚 \ \ \ \ \ ※口の周囲の感覚障害（触覚、痛覚）についても確認して下さい。 ※背面（足の裏を含む。）については、特記すべき事項があれば記入して下さい。			
その他の神経症状 該当する所見について、□にチェック。 さらに、必要であれば、()内に具体的な内容・症状を記入。	☐ しびれ () ☐ ふるえ () ☐ カラス曲がり（こむら返り・痙攣・足がつる） () ☐ 見える範囲が狭い・はっきり見えない () ☐ 耳が遠い・耳鳴り () ☐ 味覚・嗅覚 () ☐ 言葉を正確に発せない () ☐ めまい・立ち眩み () ☐ つまずきやすい・ふらつく () ☐ 物を落としやすい・手足の脱力感 ()			
上記のとおり証明します 検査年月日 平成 年 月 日 （医療機関の名称） （住所） （検診を行った医師の氏名）				
備考 (コメント欄)				

(参考)

裁判所の和解に基づく救済を求める方のプロセス(イメージ案)



資 料 目 次

資料 1 ばく露を受けた可能性のある者と「対象地域」の関係について
(案)

資料 2 昭和 44 年以降に生まれた者の取扱いについて (案)

資料 3 健康不安者のフォローアップについて (案)

資料 4 水俣病に関する調査研究について (案)

○ 一時金等の対象者及び健康不安に対する継続モニタリング
について (案)

1 ばく露を受けた可能性のある者と「対象地域」の関係について（案）

一時金等又は療養費支給の対象となる者は、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露（メチル水銀を体内に取り入れること）を受けた可能性のある者のうち、（別途定める）症候要件を満たす者。

1. 上記枠内の「通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性のある者」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

（1）昭和43年12月31日以前に、「対象地域」に相当の期間居住していたため、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと認められる者

（2）昭和43年12月31日以前に「対象地域」に相当の期間居住していなくても、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食した（母体を経由する場合を含む。）と認めるのに相当な理由がある者

（相当な理由がある者の例）

- ・ 月の内ほとんどの日数について、対象地域に通勤、通学等していた者
- ・ 月の内、魚介類をほとんど水俣湾又はその周辺水域から入手していた者
- ・ 昭和43年12月31日以前に同居していた親族に水俣病認定患者がいる（いた）者
- ・ 昭和43年12月31日以前に、自身又は当時同居していた親族が水俣湾又はその周辺の海域で漁業に従事していた者
- ・ 水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと説明し保健手帳又は治研手帳を提示した者

など

（注）昭和44年1月1日以降の出生者は別紙参照

2.「対象地域」とは、そこに居住する者が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、水俣病患者が多発した地域として県が定める地域をいう。

今回の「対象地域」として、水俣病総合対策医療事業の対象地域に、新たに、熊本県はひのしま樋島、たかど高戸を、鹿児島県はしもずる下水流を追加する。

(参考) 下線部は、今回拡大する地域

熊本県	鹿児島県
・水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡及び湯出を除いた地域 ・芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、花岡、湯浦、宮崎、豊岡、大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波田島及び井牟田の地域 ・津奈木町全町 ・天草市のうち御所浦町 ・八代市のうち二見洲口町 ・上天草市のうち龍ヶ岳町大道、<u>樋島</u>、<u>高戸</u>	・出水市のうち平成18年3月12日現在における出水市及び出水郡高尾野町（江内、大久保、上水流、<u>下水流</u>、柴引）、の地域 ・出水郡長島町のうち平成18年3月19日現在における同郡東町の地域 ・阿久根町のうち脇本、赤瀬川の地域



33

2. 昭和44年以降に生まれた者の取扱いについて（案）

1. 昭和44年1月1日以降に生まれた者については、原則として、一時金等の対象とはならないが、次のいずれかに該当する者については、個々の事情を考慮して一時金等又は療養費の支給の対象とする。

（1）昭和44年11月末までに生まれた者

妊娠期間中の胎児期にメチル水銀ばく露があった可能性を考慮して、一時金等の対象となるその他の要件（地域要件、症候要件）と併せて総合的に判断する。

（2）昭和44年11月末以降に生まれた者であっても、臍帯、胎毛筆（赤ちゃん筆）の毛又は（妊娠中の）母親の毛髪における高濃度のメチル水銀のばく露を示すデータ等科学的なデータのある者

どこでメチル水銀のばく露を受けたか原因を確認した上で、一時金等の対象となるその他の要件（地域要件、症候要件）と併せて総合的に判断する。

2. 昭和44年1月1日以降に生まれた者で、何らかの症状があるが、上記に該当しない者については、本人の希望により、登録して、継続的な健康診査等の健康管理を行うこととする。

（→「健康不安者のフォローアップについて（案）」参照）

3 健康不安者のフォローアップについて（案）

将来の水俣病被害者の存否の可能性及びそれに関する対応については、今後の調査研究による新しい知見によるべきものであるが、当分の間、過去に相当の期間、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食したことに伴う健康不安を訴える者について、以下のとおり健康診査等を実施し、その推移をモニタリングする。

1. 対象

- (1) 救済措置の申請を行った者で、一時金等又は療養費支給のいずれの対象にもならないとされたものであって、過去^(注1)に相当の期間^(注2)、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食したことに伴う健康不安を訴え、登録する者
- (2) 救済措置の申請の受付開始日までに公健法上の認定申請を行っていた者で、救済措置の受付が終了した後に棄却処分となって救済措置の対象とならなくなったものの、過去に相当の期間、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食したことに伴う健康不安を訴え、登録する者

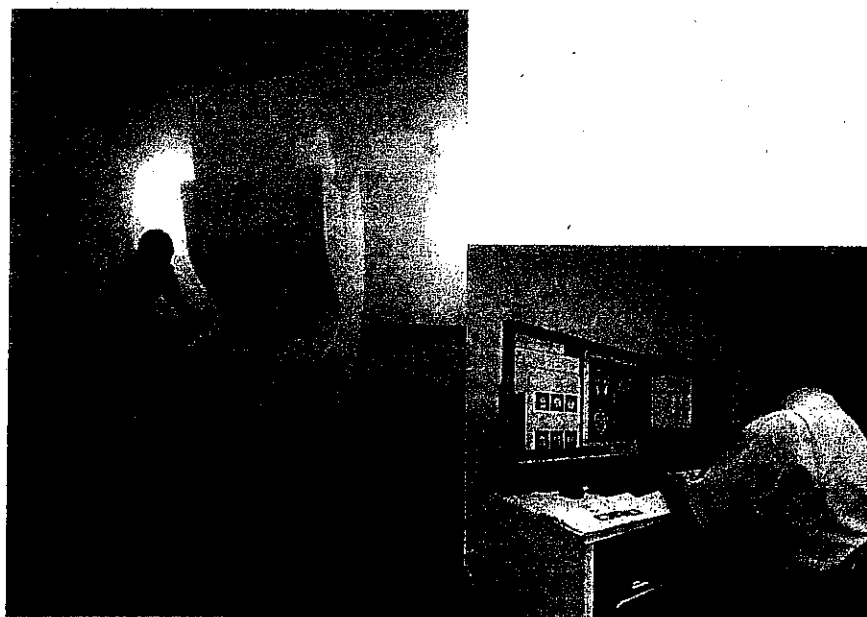
(注1)「過去」とは、仕切網を水俣湾口に設置した昭和49年の年末までを想定している。

(注2)1年以上とする。

2. 内容

- (1) 健康不安者を登録して、医師による健康診査、保健師による保健指導が無償で受けられるようにする。

(2) 希望者には、必要に応じて、国立水俣病総合研究センターが実施する研究に参加し、脳磁計（MEG）等による高度な検査が受けられるようにする。



脳磁計 (MEG)

Magnetoencephalography

4 水俣病に関する調査研究について（案）

特措法第37条に基づき、必要な調査研究を行う。

具体的には、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（熊本・鹿児島においては昭和44年以降、新潟においては昭和41年以降に出生した方々のうち、メチル水銀による汚染を受けたのではないかと心配されている方々の健康影響についての継続的な調査研究）、高度な治療に関する調査研究、効果的な疫学調査（地域において、メチル水銀汚染と悪影響との関係を把握する調査）を行うためのその手法の開発などの調査研究を実施する。

1. メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究

水俣病発生地域住民であって、過去に水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食したことに伴う健康不安を感じる者について、メチル水銀へのばく露経過について精査の上、健康診査を実施するとともに、さらに任意参加による詳細な神経学的検査を行い、これらの検査結果を基に、健康状態のモニタリングを行う。（→「健康不安者のフォローアップについて（案）」参照）

2. 高度な治療に関する調査研究

胎児期に脳がメチル水銀の影響を受けたことにより運動に障害がある者に対して脳磁計の検査を行い、障害部分を特定し、将来的に電極刺激などによる外科的治療に結びつけるための研究を行う。

3. 効果的な疫学調査を行うための手法の開発

毛髪中水銀値等の過去のメチル水銀ばく露データを有する者について、高ばく露地域に居住していた集団、低ばく露地域に居住していた

集団及び対照集団に分けて、それぞれ、長期的に健康状態の追跡調査を行いながら、水銀値及び健康影響との関係について、比較して分析を行う。

4. 既に行っている調査研究は継続的に推進

- ・胎児期のメチル水銀の低濃度ばく露による健康影響に関する研究
- ・メチル水銀に対する細胞感受性の解明など水俣病の発症機序に関する研究
- ・メチル水銀ばく露による健康影響に関する国際的なレビュー等

(参考) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 (抄)

第37条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の公表に当たっては、指定地域等居住者又はその家族の秘密又は私生活若しくは業務の平穩が害されることがないように適切な配慮がされなければならない。

3 政府は、第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。

4 関係地方公共団体は、第一項の調査研究に協力するものとする。

一時金等の対象者 及び健康不安に対する継続モニタリングについて(案)

